

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業
許可申請の手引き

郡山市 3 R 推進課

令和 5 年 1 月

はじめに

- この手引きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に定める産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請についてのものです。
- 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業は、**福島県の許可のみで本市の管轄区域を含む福島県内全域**で行うことができます。
ただし、本市で積替え保管を行う場合や福島県の許可内容より本市の許可内容の範囲が広い場合及び許可品目が多い場合を除きます。

目 次

廃棄物の種類	1
I 許可申請書作成の基本的留意事項	3
II 許可申請書記載要領	4
III 添付書類記載要領	8
申請書・添付書類チェックリスト	14
許可申請書及び添付書類等の記入例	16

◆ 廃棄物の種類

- ◇ 一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の廃棄物 (法第2条第2項)
- ◇ 産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物で、以下のもの
(法第2条第4項・令第2条)

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	焼却灰、石炭がら
	汚泥	ベントナイト汚泥、凝集沈殿汚泥、グリストラップ汚泥
	廃油	鉱物性油、動植物性油、廃溶剤
	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類等の酸性溶液
	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等のアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂、合成ゴムくず
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄くず、金属の研磨くず
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程等で生じたコンクリートくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、タイル、石膏ボード
	鉱さい	高炉等から生じた残さ(スラグ)、不良鉱石
	がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートくず、レンガ破片、ブロック破片、瓦くず
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ等の焼却施設において発生したばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもののうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの パルプ・紙・紙加工品製造、出版、製本業等から生じたもの
	木くず	建設業に係るもののうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの 木材又は木材製造業、家具製造業等から生じたもの 物品賃貸業に係るもの(リース後の木製家具等) 木製パレット
	繊維くず	建設業に係るもののうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの 繊維工業(衣服等製造業を除く)から生じたもの
	動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業等から生じた動物又は植物性の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から生じる牛、馬、ニワトリ等から生じた動物のふん尿 (ブリーダーは畜産農業に該当する)
	動物の死体	畜産農業から生じた動物の死体
以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		

◇ 特別管理廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

- 特別管理一般廃棄物（法第2条第3項・令第1条）
- 特別管理産業廃棄物（法第2条第5項・令第2条の4）

区分	種類	具体例	
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品	
	廃水銀	水銀使用製品廃棄物のうち一般廃棄物であるものから回収した廃水銀	
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん	
	ダイオキシン類含有物	ダイオキシン特措法の廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/g以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥	
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	pH2.0以下の廃酸	
	廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物*	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが付着等した汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類
		PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物の処理物で一定濃度以上PCBを含むもの
		廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれる物又は水銀使用製品産業廃棄物から回収された廃水銀
		廃水銀等処理物	廃水銀等を処分するために処理したもの
		指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
		鉍さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		ばいじん又は燃え殻	重金属等及びダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等を含むもの
汚泥、廃酸又は廃アルカリ	重金属、有機塩素化合物、PCB、農薬、セレン、ダイオキシン類等を一定濃度以上含むもの		

凡例 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

I 許可申請書作成の基本的留意事項

1 許可申請の種類と申請手数料

申請手数料は、現金でお支払いください。

許可の種類	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000円	73,000円	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000円	74,000円	72,000円

※一度納付された申請手数料は、不許可や申請取下げの場合でも返還できません。

2 申請の際の留意事項

(1) 申請書の提出は予約制になりますので、事前に電話で予約してください。

【 予約電話番号 024-924-2181 (3R推進課指導) 】

なお、郵送による申請書の提出は受け付けておりません。

(2) 申請を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください。

(3) 申請書類・添付書類は本手引きの様式を使用することとし、A4版の大きさにしてください。

(4) 申請書の綴り込みは、背表紙に申請者名を記載したA4版の二穴あきファイルを使用し、別紙の「申請書類・添付書類チェックリスト」に掲げている順番で綴じて、インデックスを付けてください。

(5) 申請書の提出は正本1部・副本1部（正本のコピーでも可）です。

(6) 更新許可申請の場合、許可期限の2か月前を目安に受け付けます。

(7) 必要書類に不足、不備がある場合は、申請を受理できない場合があります。

(8) 申請者、申請者の役員等、5%以上の株主等（法人の場合）及び廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人が、欠格要件に該当する場合には、不許可処分となります。なお、申請時点で欠格要件に該当していたことが許可後に判明した場合には、許可が取消しとなります。

3 積替え保管行為について

本市で積替え保管行為を行う場合は、積替え保管行為の概要を口頭により協議を行います。

内容が適当である事案については書面により事前協議を行い、承認後に施設を設置し、許可申請を行うこととなっておりますので、事前に相談してください。

4 先行許可証等について

次の(1)かつ(2)の要件を満たす許可証（郡山市の許可に限らない。）の原本の提示及びその写しに奥書証明書を付したものを提出することにより、申請者（個人の場合）、法定代理人、法人役員、株主及び出資者、政令に規定する使用人の住民票、及び各々の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を省略することができます。

ただし、当該申請に係る従前の許可証は使用できません。

(1) （特別管理）産業廃棄物収集運搬業・処分業、又は、施設設置の許可（変更許可を含む）であって、当該許可の日から5年を経過しないもの。

(2) (1)の許可証であって、「規則第○条の○第○項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」の記載があるもの。

II 許可申請書記載要領

○ 新規許可・更新許可申請

申請書の種類	記入要領及び注意事項		
(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可 申請書 【産業廃棄物】 様式第六号 【特別管理産業廃棄物】 様式第十二号 (第1面)	(1) 申請年月日 申請書を審査後、受理された時点で記入してください。 (2) 申請者の住所及び氏名 ① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称、代表者の職及び氏名を記入してください。 ② 個人の場合は、住民票上の住所及び氏名を記入してください。 (3) 許可に係る事業の範囲 ① 積替え保管行為の有無、取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類を記入してください。 ② 法や政令で規定する(特別管理)産業廃棄物の区分のうち、取り扱うものが限定される場合は、法令で規定する(特別管理)産業廃棄物の種類の次に括弧書きでその限定するものを記入してください。 記入例・・・ <table border="1" data-bbox="630 929 1252 1025"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥（含水率が85%以下のものに限る。） ・ 廃プラスチック類（廃タイヤに限る。） </td> </tr> </table> ③ 自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記入してください。 ④ 更新許可申請の場合は、既存許可の事業範囲と同じ内容を記入してください。 ⑤ 事業範囲を増やして更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合等）は、更新許可申請とは別に事業範囲の変更許可が必要となります。 ⑥ 一部の事業範囲を廃止して更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を減らす場合等）は、更新許可申請と併せて産業廃棄物処理業廃止届出書（事業の一部廃止）を提出してください。 記入例・・・産業廃棄物収集運搬業の場合 <table border="1" data-bbox="399 1489 1404 1960"> <tr> <td> (1) 業務の範囲：収集運搬（積替え保管行為は含まない。） (2) 取り扱う産業廃棄物の種類： ①燃え殻 ②汚泥（含水率が85%以下のものに限る。） ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体 ⑲ばいじん ⑳政令第2条第13号に規定の産業廃棄物（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等、自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上20種類 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥（含水率が85%以下のものに限る。） ・ 廃プラスチック類（廃タイヤに限る。） 	(1) 業務の範囲：収集運搬（積替え保管行為は含まない。） (2) 取り扱う産業廃棄物の種類： ①燃え殻 ②汚泥（含水率が85%以下のものに限る。） ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体 ⑲ばいじん ⑳政令第2条第13号に規定の産業廃棄物（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等、自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上20種類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥（含水率が85%以下のものに限る。） ・ 廃プラスチック類（廃タイヤに限る。） 			
(1) 業務の範囲：収集運搬（積替え保管行為は含まない。） (2) 取り扱う産業廃棄物の種類： ①燃え殻 ②汚泥（含水率が85%以下のものに限る。） ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体 ⑲ばいじん ⑳政令第2条第13号に規定の産業廃棄物（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等、自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上20種類			

	<p>⑦ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類は、法や政令で規定される産業廃棄物の種類のほか、当該特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類等についても記入してください。</p> <p>記入例・・・特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 事業の範囲：収集運搬（積替え保管行為を含まない。）</p> <p>(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類</p> <p>① 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）② 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又はアルキル水銀、鉛又はその化合物若しくは六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）③ 感染性産業廃棄物</p> <p>以上 3 種類</p> </div> <p>(4) 事務所及び事業場の所在地</p> <p>① 事務所は、廃棄物に関する業務を行う全ての事務所を記入し、本支店の別、事務所の名称及び所在地を記入してください。</p> <p>② 事業場は、全ての運搬車両の駐車場及び積替え保管施設及び中間処理施設又は最終処分場の処分施設を有している場合は、その名称及び所在地を記入してください。</p> <p>(5) 事業の用に供する施設の種類及び数量</p> <p>① 運搬車両は、車体形状（自動車検査証を参照）及び台数を記入してください。</p> <p>② 運搬容器は、種類及び個数を記入してください。</p> <p>(6) 積替え保管行為を行う場合</p> <p>① 積替え保管場所の面積及び保管できる量を廃棄物ごとに記載してください。</p> <p>② 郡山市内に所在する全ての積替え保管施設の所在地、それぞれの積替え保管施設の面積、保管できる容量及び積み上げることのできる高さを記入してください。</p> <p>③ 積替え保管行為を行わない場合は、「積替え保管行為は行わない。」と記入してください。</p>
(第 2 面)	<p>(7) 廃棄物処理業の許可</p> <p>① 既に処理業（廃棄物収集運搬業、廃棄物処分業）の許可を有している場合は、他の都道府県及び政令市分のすべての許可を記入してください。記入欄が不足する場合は「別紙のとおり」と記入して、別紙を作成してください。</p> <p>② 許可を有していない場合は「該当なし」と記入してください。</p> <p>(8) 申請者</p> <p>個人、法人の別により記入してください。</p>

<p>(第2面)</p>	<p>(9) 法定代理人 法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。</p> <p>(10) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員 申請者が法人である場合、法人、法人役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。 記入欄が不足する場合は「別紙のとおり」と記入して、別紙を作成してください。</p>
<p>(第3面)</p>	<p>(11) 発行済株式総数の100の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合） ① 発行株式の総数及び出資の額を記入してください。 ② 該当する者の氏名（法人にあつては名称）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額及びその割合、役職・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。</p> <p>(12) 令第6条の10に規定する使用人 ※（申請者が法人である場合） 当該使用人がある場合、その者の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（丁目、番地、号は省略しない。）を記入してください。</p> <p>※ 本店又は支店（使用人以外の者にあつては、主たる事業所又は従たる事務所）の代表者又は継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者</p>

○ 事業範囲変更許可申請

申請書の種類	記入要領及び注意事項
<p>(特別管理) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 【産業廃棄物】 様式第十号 【特別管理産業廃棄物】 様式第十六号 (第1面)</p>	<p>(1) 申請年月日及び申請者の住所及び氏名 新規・更新許可申請書と同様に記入してください。</p> <p>(2) 許可の年月日及び許可番号 変更しようとする現有許可の年月日と許可番号を記入してください。</p> <p>(3) 収集運搬業、処分業の区分 収集運搬業と積替え保管行為の有無を記入してください。</p> <p>(4) 許可に係る事業の範囲 ① 変更後に取り扱う全ての産業廃棄物の種類を記入してください。 ② 自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記入してください。 ③ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類は、法や政令で規定される産業廃棄物の種のほか、当該特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類等についても記入してください。</p> <p>(5) 変更の内容 変更事項（事業の区分の変更、取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類の変更）を記入してください。</p> <p>記入例</p> <div data-bbox="395 1167 1406 1308" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>取り扱う産業廃棄物の種類の変更 ①燃え殻 ②廃油 ③廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物、自動車等破砕物を除く。）の追加。</p> </div> <div data-bbox="395 1402 1406 1543" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>取り扱う特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質等の変更 ①セレン又はその化合物を含む汚泥、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含む廃油の追加</p> </div> <p>(6) 変更理由 変更することになる具体的な理由を記入してください。</p> <p>(7) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力 産業廃棄物処理施設の設置許可に係る事項のため、記載不要です。</p> <p>(8) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 処分業に係る事項のため、記載不要です。</p>
<p>(第2・3面)</p>	<p>(9) 新規・更新許可申請書と同様に記入してください。</p>

Ⅲ 添付書類記載要領（新規、更新、事業範囲変更許可申請共通）

※ 事業範囲変更許可申請の場合は、変更後の全ての廃棄物についての事業計画とし、変更部分を明確にしてください。

書類の種類	記入要領及び注意事項
様式第六号の二 (第1面)	<p>1. 事業の全体計画</p> <p>① 事業の概要 排出事業者、排出場所、主な産業廃棄物の種類、運搬先などを記載してください。</p> <p>② 営業範囲 営業する自治体を記入してください。</p> <p>③ 他都道府県等で取得している許可の一覧表を作成し、許可証の写しを添付してください。</p> <p>2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等</p> <p>① 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物は、別に記載してください。</p> <p>② 搬入予定先の許可の一覧表を作成し、許可証の写しを添付してください。</p> <p>③ 産業廃棄物ごとの排出事業者の事業内容及び製造工程図から廃棄物の発生状況、原材料等を明記した産業廃棄物発生工程表を作成し、添付してください。</p> <p>④ 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（液状のもの及びシュレッターダストに限る。）、鉱さい、ばいじん及び政令第2条第13号に掲げる産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を取り扱う場合、当該産業廃棄物の試験検査分析表を添付してください。</p> <p>ただし、発生工程などから明らかにその産業廃棄物の性状及び有害物質の混入等が認められないと判断できるものにあつては添付不要です。</p>
(第2面)	<p>3. 運搬施設の概要</p> <p>(1) 運搬車両一覧</p> <p>① 運搬車両は、自動車検査証を参照して記入してください。</p> <p>② 備考欄には、所有・使用・借用の別（自己所有の場合は「所有」、使用権原がある場合は「使用」、借用の場合は「借用」）を記入してください。</p> <p>③ 事務所の所在地及び運搬車両の駐車を記入してください。駐車が複数箇所ある場合又は複数の土地にまたがる場合は、全ての土地について記入してください。</p> <p>④ 事務所及び駐車場の位置図及び見取り図を添付してください。</p> <p>ア 位置図 1/5,000 又は 1/2,500 程度の地形図等に朱書きで位置を明示してください。</p> <p>イ 見取り図 周辺の建物等の状況が分かる住宅地図等に朱書きで事務所の位置を明示するとともに駐車場の敷地内の車両配置が分かる模式図を添付してください。</p>

	<p>⑤ 事務所及び駐車場の所有権（使用する権原）を有することを証明する書類を添付してください。 （土地・建物の全部事項証明書、賃貸借契約書（写し）、使用承諾書（原本）など）</p> <p>⑥ 当該土地が、事務所及び駐車場としての利用が制限されている地目等の場合、別途追加資料の提出を求める場合があります。 （公図、地目が農地の場合は農地転用許可証の写し等）</p> <p>⑦ 事務所及び事業場の写真を添付してください。 ア 事務所 事務所全体を撮影してください。 イ 駐車場 運搬車両の駐車位置が確認できるように撮影してください。</p> <p>⑧ 同一車両を複数の事業者によって重複登録することはできません。</p> <p>(2) その他の運搬施設概要</p> <p>① 運搬に際して使用するコンテナ、ドラム缶等の運搬容器の種類、用途及び構造の概要を記入してください。</p> <p>② その他運搬施設を使用する場合、その種類、用途及び構造等の概要を記入してください。</p> <p>③ 備考欄には、使用する数量を記入してください。</p>
(第3面)	<p>4. 積替施設又は保管施設の概要</p> <p>① 積替え保管行為を行わない場合は、「積替え保管行為は行わない。」と記入してください。</p> <p>② 積替え保管行為を行う場合は、所在地、その土地及び施設の所有者、施設の構造、保管する産業廃棄物の種類及び保管数量を記入してください。</p> <p>③ 積替え又は保管の場所の所有権（使用する権原）を有することを証明する書類を添付してください。 （土地・建物の全部事項証明書、賃貸借契約書（写し）、使用承諾書（原本）など）</p> <p>④ 当該土地が、事務所及び駐車場としての利用が制限されている地目等の場合、別途追加資料の提出を求める場合があります。 （公図、地目が農地の場合は農地転用許可証の写し等）</p> <p>⑤ 積替え保管施設の写真 掲示版を入れて保管する産業廃棄物の位置が分かるように撮影してください。 表示が判読できない場合は拡大写真も撮影してください。</p> <p>⑥ 積替え保管施設の位置図、見取り図を添付してください。</p> <p>⑦ 積替え保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書を添付してください。</p> <p>⑧ 積替え保管施設の保管面積、保管の上限、保管の高さに関する図面及び計算書を添付してください。</p>

<p>(第4面)</p>	<p>5. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）</p> <p>(1) 車両毎の用途 車両の形状ごとの（特別管理）産業廃棄物を記入してください。</p> <p>(2) 収集運搬業務を行う時間 就業時間及び休憩時間を記入してください。</p> <p>(3) 休業日 定休日、祝日、年末年始等を具体的に記入してください。</p> <p>(4) 従業員数の内訳 直近の基準日での従業員数を記入してください。</p>
<p>(第5面)</p>	<p>6. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）</p> <p>(1) 運搬に際し講ずる措置 （特別管理）産業廃棄物の性状ごとに飛散・防止策等を記入してください。</p> <p>(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置</p> <p>① 積替え保管行為を行わない場合は、「積替え保管行為は行わない。」と記入してください。</p> <p>② 積替え保管行為を行う場合は、保管場所の管理、保管場所での（特別管理）産業廃棄物の管理、積替え作業を行う際の作業工程を記入してください。</p>
<p>(第6面)</p>	<p>7. 運搬車両の車両</p> <p>(1) 運搬車両を申請した駐車場で、車体全体を撮影してください。</p> <p>(2) 前方写真 ナンバープレートが分かるように撮影してください。</p> <p>(3) 側面写真 「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」が分かるように撮影してください。</p> <p>(4) 車両表示が判読できない場合は、拡大写真も撮影してください。</p> <p>(5) 運搬車両の自動車検査証（有効期限内のもの）の写しを添付してください。（電子化された自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項を添付してください。）</p> <p>(6) 運搬施設等の所有権を有しない場合（自動車検査証の所有者又は使用者に申請者の記載がない場合）は、当該施設を使用する権原を証する書類（使用承諾書（原本）又は賃貸借契約書等（写し））を添付してください。</p>
<p>(第7面)</p>	<p>8. 運搬容器等の写真</p> <p>(1) 容器の構造等が判断でき、使用する廃棄物の表示が明確な状態で撮影してください。</p> <p>(2) 特殊な運搬車両、その他運搬施設及び特殊な運搬容器を使用する場合は、その構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を添付してください。</p>

<p>当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類</p>	<p>9. 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類</p> <p>(1) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する（特別管理）産業廃棄物の収集運搬に関する講習会修了証の写しを下記の表を参考に添付してください。</p> <table border="1" data-bbox="392 367 1385 848"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (収集運搬)</th> <th colspan="2">特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (収集運搬)</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>更新</th> <th>新規</th> <th>更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">産業廃棄物</td> <td>新規</td> <td>○</td> <td>△※</td> <td>○</td> <td>△※</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>変更</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別管理 産業廃棄物</td> <td>新規</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>△※</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>変更</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新規許可申請において、他都道府県等において許可を取得している場合は、更新講習会修了証でも代用できます。</p> <p>(2) 講習会の修了者は次に掲げる者としてします。</p> <p>① 法人にあつては、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者（令第6条の10に規定する使用人）であること。</p> <p>② 個人においては、本人又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者（令第6条の10に規定する使用人）であること。</p> <p>(3) 添付する修了証は修了の日から、新規講習会は5年以内、更新講習会は2年以内のものであること。</p> <p>(4) 更新許可申請の場合は許可証に記載の「許可の有効年月日」、変更許可申請の場合は「申請受付年月日」が修了証の有効期間内であること。</p>			産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (収集運搬)		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (収集運搬)		新規	更新	新規	更新	産業廃棄物	新規	○	△※	○	△※	更新	○	○	○	○	変更	○	○	○	○	特別管理 産業廃棄物	新規	×	×	○	△※	更新	×	×	○	○	変更	×	×	○	○
				産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (収集運搬)		特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (収集運搬)																																					
		新規	更新	新規	更新																																						
産業廃棄物	新規	○	△※	○	△※																																						
	更新	○	○	○	○																																						
	変更	○	○	○	○																																						
特別管理 産業廃棄物	新規	×	×	○	△※																																						
	更新	×	×	○	○																																						
	変更	×	×	○	○																																						
<p>(第8面)</p>	<p>10. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法</p> <p>(1) 事業の開始に要する資金の総額の欄については、今後1年間に必要な資金の総額を記載し、調達方法の欄にその資金の調達方法を記入してください。</p> <p>(2) 借入金がある場合は、融資証明書（原本）を添付してください。</p> <p>(3) 新たな資金の必要がない場合は、「その他」の欄にその理由を示してください。</p>																																										
<p>過去3年間の決算報告書</p>	<p>11. 過去3年間の決算報告書</p> <p>(1) 申請者が法人である場合において添付してください。</p> <p>(2) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表が記載されたものを添付してください。</p> <p>(3) 新たに法人を設立し過去の決算報告書がない場合は、今後5年間の事業収支計画書（任意様式）を添付してください。</p>																																										

	(4) <u>過去の経営状況が悪い場合(直前期が債務超過や無税が2期以上続く場合等)は、公認会計士又は中小企業診断士等の専門的知識を有する者が作成した診断書等を添付してください。</u>
(第9面)	12. 資産に関する調書 (個人用) (1) 申請者が個人である場合において添付してください。 (2) 自己の所有する資産について、資産・負債別に種類ごとに記入してください。 (3) 申請日以前3か月以内に発行された <u>固定資産証明書及び金融機関が発行する預貯金残高証明書を添付してください。</u>
納税証明書 (その1) 納税額等証明書と 明記されているもの	13. 納税証明書 (その1・納税額等証明書と明記されているもの) (1) 申請者が法人である場合においては、過去3年間の法人税の納税証明書 (その1・納税額等証明書と明記されているもの) を添付してください。 (2) 申請者が個人である場合においては、過去3年間の所得税の納税証明書 (その1・納税額等証明書と明記されているもの) を添付してください。 (3) 申請者が個人であって、確定申告者以外の者は、過去3年間の源泉徴収票の写しを添付してください。
定款又は寄付行為 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	14. 定款又は寄付行為及び登記事項証明 (履歴事項全部証明書) (1) 申請者が法人である場合において添付してください。 (2) 定款及び登記事項証明には、産業廃棄物の取扱いを業とする規定があること。 (3) 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書 (現在事項全部証明書ではありません。) を添付してください。
住民票 (本籍) 登記事項証明書 (登記されていない ことの証明書)	15. 申請者の住民票の写し及び登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) (1) 申請者が個人である場合において添付してください。 (2) 住民票の写し (住民票抄本) については 本籍 が記載されたものであること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆ 登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) 地方法務局に申請書があり東京法務局へ申請するもので、申請者が成年被後見人、被保佐人に該当しない旨を記載した書類 (福島地方法務局で取得できるようになりました。 ※郡山支局で取れません。)</p> </div>
※法定代理人 住民票 (本籍) 登記事項証明書 (登記されていない ことの証明書)	16. 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) (1) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合において添付してください。 (2) 法人の場合は法人の登記事項証明書、役員住民票の写し及び登記事項証明書 (登記されていないことの証明書) (3) 住民票の写し (住民票抄本) については 本籍 が記載されたものであること。

<p>※法人役員等 住民票（本籍） 登記事項証明書 （登記されていない ことの証明書</p>	<p>17. 法人役員等の住民票の写し及び登記事項証明書（登記されていないことの証明書）</p> <p>(1) 申請者が法人である場合において、法第14条第5項第2号ニに規定する役員（監査役を含み、若しくは業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）のものを添付してください。</p> <p>(2) 住民票の写し（住民票抄本）については本籍が記載されたものであること。</p>
<p>※発行済株式総数の 100分の5以上の 株式を有する株主 又は出資額の 100分の5以上の 額に相当する 出資をしている者</p> <p>【個人】 住民票（本籍） 登記事項証明書 （登記されていない ことの証明書</p> <p>【法人】 登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）</p>	<p>18. 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し及び登記事項証明書（登記されていないことの証明書）若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</p> <p>(1) 該当する者が個人の場合には、その者の本籍が記載された住民票の写し（住民票抄本）及び登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を添付してください。</p> <p>(2) 該当する者が法人の場合には、その法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付してください。</p>
<p>※令第6条の10 に規定する使用人 住民票（本籍） 登記事項証明書 （登記されていない ことの証明書）</p>	<p>19. 令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し及び登記事項証明書（登記されていないことの証明書）</p> <p>(1) 令第6条の10に規定する使用人がいる場合において添付してください。</p> <p>(2) 住民票の写し（住民票抄本）については本籍が記載されたものであること。</p>
<p>（第10面）</p>	<p>20. 誓約書</p> <p>申請者、法定代理人、役員、100分の5以上の株主又は出資者及び令第6条の10に規定する使用人が、欠格要件である法第14条第5項第2号のイからへまでに該当しないことを誓約する書面です。</p>
<p>住民票（本籍） 登記事項証明書 納税証明書等</p>	<p>◇ 各種証明書は、申請日以前3か月以内のものであること。</p> <p>◇ 住民票は、本籍の記載のある抄本であること。（マイナンバーの記載はなし。）</p> <p>◇ 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書であること。</p> <p>◇ 納税証明書は、その1・納税額等証明用であること。</p>

申請書・添付書類チェックリスト

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業

No	書類の名称等	様式	確認	備考
申請書	許可申請書	様式第六号 (様式第十二号)	<input type="checkbox"/>	第1面～第3面
	事業範囲変更許可申請書	様式第十号 (様式第十六号)	<input type="checkbox"/>	第1面～第3面
添 付 書 類				
1	事業の全体計画（事業の概要、営業範囲）	第1面	<input type="checkbox"/>	
2	取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類及び運搬量等	第1面	<input type="checkbox"/>	
3	他都道府県等の許可証の写し及び一覧表	—	<input type="checkbox"/>	
4	搬入先の許可証の写し及び一覧表	—	<input type="checkbox"/>	
5	産業廃棄物発生工程表	—	<input type="checkbox"/>	
6	試験検査分析表	—	<input type="checkbox"/>	廃棄物の種類で 必要なもの
7	運搬施設の概要（運搬車両一覧、事務所及び駐車場の所在地、その他の運搬施設の概要）	第2面	<input type="checkbox"/>	
8	事務所及び駐車場の位置図	—	<input type="checkbox"/>	
	事務所及び駐車場の見取り図	—	<input type="checkbox"/>	
9	土地の登記事項証明書（事務所及び駐車場）	—	<input type="checkbox"/>	
	土地の賃貸借契約書等（事務所及び駐車場）	—	<input type="checkbox"/>	使用権原を有しない場合
	事務所の賃貸借契約書等	—	<input type="checkbox"/>	使用権原を有しない場合
10	事務所及び駐車場の写真	—	<input type="checkbox"/>	
11	積替施設又は保管施設の概要（所在地及び所有者、施設の構造、保管する産業廃棄物の種類及び保管数量）	第3面	<input type="checkbox"/>	積替え保管がある場合 No11～No16
12	土地の登記事項証明書（積替保管施設）	—	<input type="checkbox"/>	
	土地の賃貸借契約書等（積替保管施設）	—	<input type="checkbox"/>	使用権原を有しない場合
	積替保管施設の賃貸借契約書等	—	<input type="checkbox"/>	使用権原を有しない場合
13	積替保管施設の写真	—	<input type="checkbox"/>	
14	積替保管施設の位置図	—	<input type="checkbox"/>	
	積替保管施設の見取り図	—	<input type="checkbox"/>	
15	積替保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書等	—	<input type="checkbox"/>	
16	積替保管施設の保管の面積、上限、高さに関する図面及び計算書	—	<input type="checkbox"/>	
17	収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間従業員数の内訳）	第4面	<input type="checkbox"/>	

No	書類の名称等	様式	確認	備考
18	環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置）	第5面	<input type="checkbox"/>	
19	環境保全措置の概要 （積替施設又は保管施設において講ずる措置）	第5面	<input type="checkbox"/>	積替え保管がある場合
20	運搬車両の写真	第6面	<input type="checkbox"/>	
21	自動車検査証の写し（自動車検査証記録事項）	—	<input type="checkbox"/>	
	自動車の賃貸借契約書等	—	<input type="checkbox"/>	使用権原を有しない場合
22	運搬容器等の写真	第7面	<input type="checkbox"/>	
23	講習会修了証の写し	—	<input type="checkbox"/>	
24	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	第8面	<input type="checkbox"/>	
25	直近3年の各事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）	—	<input type="checkbox"/>	法人の場合
	経営診断書等	—	<input type="checkbox"/>	2期以上の債務超過等の場合
26	資産に関する調書（個人用）	第9面	<input type="checkbox"/>	個人の場合
27	納税証明書（その1・納税額等証明用）	—	<input type="checkbox"/>	
28	定款又は寄付行為	—	<input type="checkbox"/>	法人の場合
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
29	申請者の住民票の写し（住民票抄本） ※本籍の記載あり、マイナンバーの記載なし	—	<input type="checkbox"/>	個人の場合
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
30	法定代理人の住民票の写し（住民票抄本） ※本籍の記載あり、マイナンバーの記載なし	—	<input type="checkbox"/>	申請者が未成年者である場合
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
31	法人役員等の住民票の写し（住民票抄本） ※本籍の記載あり、マイナンバーの記載なし	—	<input type="checkbox"/>	法人の場合
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
32	株主及び出資者の住民票の写し（住民票抄本） ※本籍の記載あり、マイナンバーの記載なし	—	<input type="checkbox"/>	株主が個人である場合
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	—	<input type="checkbox"/>	株主が法人である場合
33	使用人の住民票の写し（住民票抄本） ※本籍の記載あり、マイナンバーの記載なし	—	<input type="checkbox"/>	
	登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	—	<input type="checkbox"/>	
34	誓約書	第10面	<input type="checkbox"/>	

※ 申請書に記入する申請者、名称、氏名、本籍及び住所は、法人登記事項証明書及び住民票に記入されているとおりに記入すること。

例えば「渡邊」を「渡辺」、「～12番地3」を「～12-3」等と記入しないこと。

許可申請書及び添付書類等の記入例

<p>産業廃棄物収集運搬業許可申請書</p> <p>受理された時点で記入するので、 空欄で持参してください。</p> <p>年 月 日</p>	
<p>郡山市長 殿</p>	<p>申請者 〒000-0000</p> <p>住 所 ○○県○○市○○一丁目○番○号</p> <p>氏 名 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○</p> <p>（法人にあつては名称及び代表者の氏名）</p> <p>電話番号 000-000-0000</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行なうかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>収集運搬（積替え及び保管行為を 行わない。）</p> <p>①汚泥、②廃油、③廃プラスチック類、④動植物性残さ、⑤金属くず、⑥がれき類 （これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上 6種類</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 福島県郡山市○○一丁目○番○号 電話番号 000-000-0000</p> <p>事業場 福島県郡山市○○一丁目○番○号 電話番号 000-000-0000</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>ダンプ 2台 クローズドドラム缶 10個 清掃車 1台 蓋付きオープンドラム缶 10個 脱着装置付コンテナ専用車 1台</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ</p>	<p>積替え及び保管行為は行わない。</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

許可を有していない場合は、「該当なし」と記入してください。

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所
〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社	福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号

申請者、名称、氏名、本籍及び住所は、商業登記事項証明書及び住民票に記入されているとおりに記入してください。

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍	住所
	役職名・呼称		
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 監査役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	0,000株		出資の額	00,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株 00%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株 00%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

申請者が個人の場合は「該当なし」と記入してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし			

使用人がいない場合は「該当なし」と記入してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

様式第十号 (第十条の九関係)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

受理された時点で記入するので、空欄で持参してください。

年 月 日

郡山市長 殿

申請者 〒000-0000
 住 所 ○○県○○市○○一丁目○番○号
 氏 名 ○○○○株式会社
 代表取締役 ○○○○
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 000-000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業
~~産業廃棄物処分業~~
 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	○○○○年○○月○○日 第○○○○○○○○○○号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業 (積替え及び保管行為を含まない)
許可に係る事業の範囲 (収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)	①汚泥、②廃油、③廃プラスチック類、④動植物性残さ、⑤金属くず、⑥がれき類 (これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上 6種類
変更の内容	汚泥の追加 (水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及を除く。 以上 1種類
変更理由	業務拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
申請者、名称、氏名、本籍及び住所は、商業登記事項証明書及び住民票に記入されているとおりに記入してください。			
(法人である場合) (ふりがな) 名称	住 所		
〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社	福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号		
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合) (ふりがな) 名称	住 所		
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 監査役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	0,000株		出資の額	00,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株 00%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株 00%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

申請者が個人の場合は「該当なし」と記入してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし			

使用人がいない場合は「該当なし」と記入してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

様式第十二号 (第十条の十二関係)

<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書</p> <p>受理された時点で記入するので、 空欄で持参してください。</p> <p>年 月 日</p>	
<p>郡山市長 殿</p> <p>申請者</p> <p>〒000-0000</p> <p>住 所 ○○県○○市○○一丁目○番○号</p> <p>氏 名 ○○○○株式会社</p> <p>代表取締役 ○○○○</p> <p>(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号 000-000-0000</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行なうかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>収集運搬 (積替え及び保管行為を 行わない。)</p>
	<p>①廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、②廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、③廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>以上3種類</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所</p> <p>福島県郡山市○○一丁目○番○号</p> <p>電話番号 000-000-0000</p>
	<p>事業場</p> <p>福島県郡山市○○一丁目○番○号</p> <p>電話番号 000-000-0000</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>バン 2台 キャブオーバー 1台</p> <p>ポリタンク 20個 クローズドドラム缶 5個</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ</p>	<p>積替え及び保管行為は行わない。</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	許可を有していない場合は、「該当なし」と記入してください。	
申請者（個人である場合）		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
申請者、名称、氏名、本籍及び住所は、商業登記事項証明書及び住民票に記入されているとおりに記入してください。		
(法人である場合)	(ふりがな)名称	住所
〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社		福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)	(ふりがな)氏名	生年月日
本籍所		
(法人である場合)	(ふりがな)名称	住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	0,000株		出資の額	00,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	
		00%	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	
		00%	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	
		00%	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	

申請者が個人の場合は「該当なし」と記入してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし			

使用人がいない場合は「該当なし」と記入してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

様式第十六号 (第十条の二十二関係)

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

受理された時点で記入するので、空欄で持参してください。

年 月 日

郡山市長 殿

申請者

〒000-0000

住 所 ○○県○○市○○一丁目○番○号

氏 名 ○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 000-000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物処分業
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	○○○○年○○月○○日 第○○○○○○○○○○号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業 (積替え及び保管行為を含まない)
許可に係る事業の範囲 (収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	①廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、②廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、③廃アルカリ (水素イオン濃度指数1.2.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、④廃石綿等 以上4種類
変更の内容	廃石綿等の追加 以上1種類
変更理由	業務拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

(第2面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社	福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号		
法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00 取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号	

申請者、名称、氏名、本籍及び住所は、商業登記事項証明書及び住民票に記入されているとおりに記入してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	0,000株		出資の額	00,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割	住	所
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株 00%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株 00%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号
〇〇〇〇 〇〇〇〇	昭00.00.00	000株 00%	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇字〇〇□□番地	〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

申請者が個人の場合は「該当なし」と記入してください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし			

使用人がいない場合は「該当なし」と記入してください。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときには、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

① 事業の概要

- ・主に、郡山市内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し、自社積替え保管場所へ運搬し積替え後中間処理場へ運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る汚泥を収集し、最終処分場に運搬する。

② 営業範囲

- ・郡山市、福島県、いわき市、宮城県、仙台市
（別添「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可証」の写しを参照）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	〇 t/月	泥状	(有)〇〇〇〇 〇〇工場 郡山市〇〇…	なし	〇〇環境(株) 〇〇県〇〇市…
2	木くず	〇 t/月	固形状	〇〇建設(株) 郡山市〇〇… (郡山市内の建設現場)	郡山市〇〇…	〇〇産業(株) 〇〇県〇〇市…
3	ガラスくず ・コンクリートくず ・陶磁器くず	〇 t/月	固形状	同上	同上	同上
4	がれき類	〇 t/月	固形状	同上	同上	同上
5	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	〇 t/月	固形状	同上	同上	〇〇クリーン(株) 〇〇県〇〇市…
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要		自動車検査証に表示されたとおりに記入してください。			
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付 コンテナ専用車	郡山 100 あ 11-11	3,800	株式会社環境〇〇	所有
2	キャブオーバー	郡山 100 い 22-22	8,000	有限会社郡山××	借用
3	タンク車	郡山 800 う 33-33	5,000	株式会社環境〇〇	使用
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地		福島県郡山市〇〇一丁目〇番〇号			
駐車場の所在地		同上 ※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
コンテナ	木くず、がれき類、ガラスくず ・コンクリートくず・陶磁器くず	〇m ³	10個		
フレコンバッグ	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	〇m ³	10個		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

福島県郡山市〇〇一丁目〇番

②所有者

福島県郡山市〇〇二丁目〇〇番
〇〇〇〇

③施設の構造

床：コンクリート

側壁：コンクリートブロック

屋根：あり なし（屋外保管）

④保管する産業廃棄物の種類及び保管数量（面積 m^2 、保管の上限 m^3 、高さ m ）

1 汚泥

〇〇 m^2 〇〇 m^3 〇〇 m

2 木くず

〇〇 m^2 〇〇 m^3 〇〇 m

3 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

〇〇 m^2 〇〇 m^3 〇〇 m

4 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

〇〇 m^2 〇〇 m^3 〇〇 m

積替施設又は保管施設の概要は第3面に記載することになりました。

積替施設又は保管施設がない場合は、「積替え保管行為は行わない。」と記載してください。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

① 脱着装置付コンテナ専用車

木くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類

② キャブオーバー

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

③ タンク車

汚泥

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜日、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。
- ・ 泥状の産業廃棄物は、清掃車又はクローズドドラム缶等で密閉して運搬する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は、破碎することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないように専用容器に入れて運搬する。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。

保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、悪臭が発散し、衛生害虫が発生しないようにする。

積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

石綿含有産業廃棄物は、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設置する。

水銀使用製品産業廃棄物は、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設置する。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	郡山 100 あ 11-11		
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">撮影</td> <td style="width: 85%;">〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> </table>	撮影	〇〇年〇〇月〇〇日
撮影	〇〇年〇〇月〇〇日		

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	木くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳	金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額	20,500
土地	購入費 5,000
事務所1	造成費 2,500 建設費 5,000
事務所2	造成費 1,500 建設費 3,000
収集運搬車両	購入費 2,000
積替保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000
自己資金	5,000
借入金	15,500
○×銀行	15,500
その他	
増資	

資金を必要としない場合は「0」と記入してください。

融資証明書（原本）を添付してください。

資金を必要としない場合は、「既存施設を使用するため、新たな資金を必要としません。」等と、資金不要の理由を記入し、他は空欄にしてください。

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

(第9面)

資産に関する調書(個人用)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券	(株)○×の株式	1,000株	
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
その他			
資 産 計			38,100
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			19,500

※ 固定資産証明書及び金融機関の預貯金残高証明書を添付すること。

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

郡山市長 様

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市 3R推進課

TEL 024(924)2181

FAX 024(935)6790

E-Mail 3rsuisin@city.koriyama.lg.jp